

例えばこんなトラブルで

困っていませんか？

H29.10月号

お問い合わせ先 廿日市市消費生活センター
TEL(0829)31-1841

《相談内容》

消費生活センターの職員を名乗る人物から「あなたの個人情報が入っているのを削除している。震災ボランティア団体だけは代わりの人を見つけないと削除できない」と電話があった。その団体に電話をすると「入会希望者に名義変更すればよい」と言われ、私の会員番号を教えてもらった。その後、入会希望者という人物から電話があり、会員番号を伝えた。すると、再度団体から電話があり「会員番号を他人に伝えるのは犯罪。逮捕される可能性がある。後ほど弁護士から電話させる」と言われた。怪しいと思うが、どうしたらよいか。

(50歳代 女性)

《アドバイス》

公的機関の名前をかたり、個人情報の削除をもちかけて、最終的に様々な名目で金銭を要求する『劇場型勧誘』の手口であることを説明しました。今後も同様の電話がかかってくる可能性があるため、常時留守番電話に設定し、怪しい電話には出ないように助言しました。

劇場型勧誘は、複数の登場人物が役回りを分担し、巧妙な手口でお金をだましとろうとしてきます。最近では、事例のように公的機関の名前をかたり、個人情報の削除をもちかける手口や、証券会社などの名前をかたり、金融商品（債権・未公開株）や老人ホーム入居権などを買取る又は購入するための名義を貸して欲しいなどともちかける手口が見られます。「絶対に儲かる」「選ばれた人しか買えない」などという言葉を用いずにしないでください。また、「名義を貸して」「代わりに申し込んで」と話が出たら詐欺です。相手にせず電話を切りましょう。

一度お金を支払ってしまうと取り戻すことは困難です。少しでもおかしいと思ったら、廿日市市消費生活センターに相談してください。

出典：広島県環境県民局消費生活課発行
「くらしのフレッシュ便」平成29年10月号

